

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 24 日

日本司法支援センター  
本部事務局長 殿

内閣府男女共同参画局  
男女間暴力対策課長

成年年齢の引下げに係るいわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携強化について（依頼）

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日からの成年年齢引下げに伴い、いわゆるアダルトビデオ（以下「アダルトビデオ」という。）出演契約についても、18 歳、19 歳の若年者が契約をした場合、未成年者取消権を行使することができなくなります。

ただし、未成年者取消権の行使はできなくなるものの、アダルトビデオ出演契約を締結したとしても、年齢に関わらず、不当な手段によって締結された契約であれば、民法に基づき、詐欺、強迫等を理由とする取消権を行使することができます。また、消費者契約法では、一般論として、例えば、撮影現場で新たな契約の勧誘が行われ、消費者が退去する意思表示をしたにもかかわらず事業者が退去させない等の行為が行われた場合には、消費者は消費者契約法により当該契約に係る意思表示を取り消すことができることとされています。被害者に対する現行法に基づく法的支援を強化していくことが喫緊の課題となっています。

このため、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課では、各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）所管課長に対し、ワンストップ支援センターにおいて、アダルトビデオ出演強要問題に係る相談があった場合には、弁護士相談や弁護士紹介等の法的支援等を積極的に進めるよう依頼したところです。

つきましては、各都道府県のワンストップ支援センターが、被害者の法的支援を進

めていくにあたり、貴センターに対し、専門的な法律支援について協力を求めた場合には、格段の御配慮、御協力を賜りたく、何卒よろしくお願いいたします。

**【本件担当】**

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課  
林（課長補佐）、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111 （内線 37551）

E-mail : g. sa. j8t@cao. go. jp